

# フォトニュース

B & G猪名川海洋センター  
入館者20万人突破!



4月23日、B & G財団猪名川海洋センターで、20万人目の来館者である杉村弘子さん(伏見台在住)に、真田町長より記念品が手渡されました。平成13年8月のオープン以来、2年9カ月での達成となりました。



自然がいっぱいの棚田で  
田植えに挑戦

5月9日、柏原地区の棚田で約400人が参加し、田植え体験が開催されました。休耕田などを利用した棚田王国は、平成9年からスタートし、今回で8回目になります。阪神間などから応募した家族連れが、泥だらけになりながらも、秋の収穫に思いを馳せ、一生懸命に苗を植えました。

## いな がわ 歴史ウォーク

通幻禅師と景福寺

南北朝の動乱のさなか、応安3年(1370)に杉生の永正庵を訪れた僧の通幻は、曹洞宗本山の総持寺第五世をつとめ、前年に住持職をゆずった高名な禅僧でした。六瀬の土豪平尾越中守は通幻を援助し、また応安7年には、摂津国守護細川頼元の助力で永沢寺(三田市)が創建されました。その通幻の厳しい禅風を身につけた弟子達の一人が、杉生において景福寺を開山しました。そして、師である通幻を初代住職として迎えました。



初夏には沙羅双樹が咲く景福寺

その後、援助者の移り変わりによって景福寺が姫路・岡山・鳥取にも建てられ、四景福寺と呼ばれるようになりました。この伝統によって、現在も町内寺院の半数近くが曹洞宗であり、周辺地域にもおよんでいます。初夏から夏の間、景福寺では平家物語で有名な「沙羅双樹(さらそうじゆ)」といわれるナツツバキが咲き、境内の池では大変珍しいモリアオガエルの泡巣(あわす)を見ることが出来ます。



お姉さんや、うさぎのぴよんちゃんと一緒に楽しく交通ルールを学びます。

4月14日、イナホールにおいて、平成16年度のうさちゃんクラブの発会式が、会員175名と保護者の参加で開催されました。

うさちゃんクラブで  
交通ルールを学びます

幼児の交通事故防止を目的に、今年12月まで交通指導員の

# いながわ 情報ポケット

## イベント・催し

**第2回市民医療フォーラム**  
-健康・子育て・老後 みんなで考えよう!-

とき 6月26日(土)午後1時30分~同5時  
ところ アステホール(アステ川西6階)  
内容 基調講演「わたしたちの健康と医療制度」  
講師:前田由美子さん(日医総研主席研究員)  
映画「ジョンQ-最後の決断-」  
料金 とも無料 定員450人(受付順)  
手話通訳付・託児ルームあり(要予約)  
問合せ 川西市医師会(759-6950)

## 募集

「いい顔いっぱい親子で遊ぶ!」の参加者

とき 6月3日(木)午前10時~同11時30分  
ところ 文化体育館  
対象 町内在住の親子(1歳~4歳)  
講師 米田和正さん(みんなげんきジム主宰)  
参加費 無料  
持ち物 タオル、水筒、上靴(親子とも)  
託児15人あり(生後4カ月~1歳:先着順)  
申込・問合せ 5月27日午後4時までに子育て学習センター(766-7800)

**第12回町長杯卓球大会の参加者**

とき 6月13日(日)午前9時~  
ところ 文化体育館  
対象 町内在住、在勤または町卓球協会会員  
種目 一般の部=男子シングルス・女子シングルス・混合ダブルス、  
中学生の部=男子シングルス・男子ダブルス(女子中学生は一般の部)  
参加費 一般の部=シングルス500円・ダブルス1人300円、  
中学生の部=200円  
申込・問合せ 5月21日までに八ガキに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入のうえ岡田茂宅(〒666-0151川西市美山台3-1-7・794-5680)

**市立川西病院の職員**

職種 看護師・助産師 募集人数 若干名  
受験資格 昭和45年4月2日以降に生まれ、看護師または助産師免許の取得者  
試験日 5月30日(日)  
申込・問合せ 病院所定の申込書に記入し、同月17日~26日に市立川西病院総務課(794-2321)

## お知らせ

**介護保険施設利用者の標準負担額減額制度の利用を**

介護保険施設利用者の食事代に

ついては、医療保険における入院時の食事負担と同様、標準負担額(1日当り780円)が定められています。利用者はこの額を負担しますが、下表のとおり減額制度があります。該当する人は保険住民課へ申請してください(申請された月から減額となります)。

問合せ 同課(766-8700)

| 対象                  | 負担額  |
|---------------------|------|
| 一般の人                | 780円 |
| 世帯全員が住民税非課税の人       | 500円 |
| 生活保護の受給者およびの老齢年金受給者 | 300円 |

**訪問介護利用者負担軽減制度の利用を**

介護保険制度がスタートした平成12年3月31日以前の1年間に訪問介護(ホームヘルプサービス)を、無料で利用していた人は、16年度末までは利用者負担額が6%(通常10%)に減額される経過措置が設けられています。減額認定を受けていない人は申請をください。すでに「訪問介護利用者負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が6月30日となっていますので、再度申請をください。

申請期間 5月19日~6月7日  
持参物 旧「訪問介護利用者負担額減額認定証」・認印  
問合せ 保険住民課(766-8700)

**社会福祉法人によるサービス利用料の負担減免制度の利用を**

低所得者が、社会福祉法人(町内では「社会福祉協議会」または「天河草子」)の実施する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・介護老人福祉施設)を利用される場合、利用者負担が

1/2に減免されますので、下記要件に該当される場合は保険住民課へ申請してください。

**減免の要件** 町民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者  
利用者負担が軽減されなければ生活保護受給になってしまう人  
在宅サービス利用者で町民税非課税世帯に属する年間収入金額が120万円以下の人。また施設サービス利用者は50万円以下の人。(上記中の「世帯」は、住民票上の世帯で判断します。なお、年間収入額には、遺族年金・障害年金等の非課税収入が含まれます)

問合せ 保険住民課(766-8700)

**6月1日は人権擁護委員の日**  
~全国一斉特設相談日~

とき 6月1日(火)午前10時~午後5時  
ところ 町役場2階会議室  
問合せ 木津総合会館(768-0217)

## 平成16年事業所・企業統計、商業統計、サービス業基本調査にご協力

6月1日現在で事業所・企業統計調査、商業統計調査およびサービス業基本調査の3つの調査が全国一斉に実施されます。商業の育成、サービス産業の振興などを目的に、すべての事業所を対象に3つの調査が1枚の調査票で行われます。

5月下旬に調査員が各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせは、農林商工課(766-8709)へ。